

堺市監査委員公表第22号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月13日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和3年8月2日 ～ 令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	財政局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>共有地処分金の管理について 堺市地区共有財産の管理及び処分に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、共有地処分金の管理を行っている。</p> <p>この事務について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[未使用金の取扱いについて（意見）]</p> <p>本市では、共有地処分金を歳入歳出外現金（公金）として取り扱っており、その取扱いについては、要綱に基づき、市長決裁により地区共有財産の取扱要領（以下「取扱要領」という。）を定めて実務を行っている。</p> <p>取扱要領では、自治会の運営に必要な諸経費として、年間の支出予定額から収入予定額を差し引いた額（不足分）を共有地処分金から支出することができるとされている。そしてその場合、自治会は、年度終了後速やかに会計決算書とともに領収書綴・出納帳等を市に提出し、市は、財産活用課において審査することとされている。</p>	<p>共有地処分金について、使用額は決算書や出納帳・領収書等により確認しています。また、未使用額も、決算書等により翌年度以降への繰越しを把握しています。</p> <p>なお、未使用金残高の現預金の実査は行っておりませんが、会長や副会長など複数の役員が実印を押印した決算書の提出を受けており、未使用額を含む繰越金の実在性については、自治会の確認により担保されているものと認識しています。</p> <p>しかしながら、共有地処分金をより適切に管理できるよう、未使用金の取扱いについ</p>	<p>財政部 財産活用課</p>

<p>令和2年度において、共有地処分金からの支出額に未使用が発生した自治会は6つあり、その合計額は1,666万1,558円であった。</p> <p>未使用金が生じた場合の取扱方法は取扱要領には定められていないが、財産活用課では、未使用金を返還させずに、自治会内で次年度への繰越金とすることを認めている。また、未使用金残高については、預金通帳や現金の実査は行っていない。</p> <p>市は共有地処分金を公金として管理している以上、その適正な管理を求められることから、未使用金残高についても確認することが望まれる。未使用金については、これを返還させることによって、当然残高を確認できることになるが、そのことも踏まえ、共有地処分金をより適切に管理できるよう、取扱要領を整備されたい。</p> <p>5 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 貸付料の請求</p> <p>三国ヶ丘庁舎市民駐車場の貸付料について、令和元年10月1日以降、消費税率が引き上げられたにもかかわらず、消費税率の適</p>	<p>て、繰越金として決算書等に記載することや、繰越金が適切に使用されたことが把握できるまで、決算書や出納帳・領収書等の提出を求めることを、取扱要領に明記しました。</p> <p>御指摘を受け、速やかに相手方に対し経緯を説明し、令和元年10月1日からこれまでの貸付料の不足分について、</p>	<p>税務部 市税事務所 法人諸税課</p>
--	--	--------------------------------

<p>用を誤って賃借人に対して請求を行い、収入していた。</p>	<p>令和 3 年 11 月 19 日付の納入を確認しました。</p>	
<p>5 (3) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p>	<p>今後、法改正に伴う契約事務の対応が必要な場合等については、法令等の確認を正確に行い、不明な点については制度所管部署への確認やリーガルチェックを行うことを徹底します。</p>	
<p>ア 現金出納簿の整理 現金出納簿について、以下のものがあつた。</p>		
<p>(ア) 資金前渡で受け入れている郵便振替取扱手数料の現金出納簿において、受入時と払出時の前渡資金受領者の確認印がないものがあつた。</p>	<p>御指摘を受け、速やかに現金出納簿の内容を確認し、追認しました。また、令和 3 年 10 月 19 日に、取扱者に対し、現金出納簿の取扱いに係る適正な事務処理について、文書にて周知し、事務マニュアルの更新により再発防止に努めています。</p>	<p>税務部 税務運営課</p>
<p>(イ) 納税証明等発行手数料の現金出納簿において、実際には現金の入出金がなかったにもかかわらず、受入額と払出額を記載しているものがあつた。</p>	<p>御指摘を受け、令和 3 年 9 月 28 日に決裁の上、現金出納簿の訂正を行いました。 また、令和 3 年 9 月 28 日に、職員に対し、現金出納簿の取扱いに係る適正な事務処理について、文書にて周知しまし</p>	<p>税務部 市税事務所 納税課</p>

<p>(ウ) 納税証明等発行手数料の現金出納簿において、手数料受入時の現金出納員の確認印がないものがあった。</p>	<p>た。あわせて、現金出納簿にも、その文書をつづることにより再発防止に努めます。</p> <p>御指摘を受け、速やかに現金出納簿を是正しました。</p> <p>あわせて、現金出納員の現金出納簿確認後に、確認印が押印されているかを現金取扱員が確認することとし、その旨を所属長から担当職員に令和3年9月28日に口頭で、令和4年1月13日に改めて書面にて周知しました。</p>	<p>税務部 市税事務所 税務サービス課</p>
--	--	----------------------------------